

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>比企郡小川町大字小川字 上町一二二番二地先から 同郡同町大字小川字上町 一二二番六地先まで</p>		区 間
九・二三〇二五・四〇	九・二三〇九・二七	敷地の幅員 (メートル)
七・二〇		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備考